

令和6年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託仕様書

1. 目的

本事業は、台湾にむけて SNS 等によるインフルエンサーマーケティングを行うことで、嬉野市の知名度を上げるとともに観光振興を図り、ひいては移住促進や企業誘致にもつなげる布石とすることを主な目的とする。

事業実施にあたっては、市内観光情報や暮らしの情報を盛り込むものとし、「TRIPLUS」や「アソビュー」などの現地体験プランを用意する事業者や観光協会などの民間組織と連携し、市内観光関連事業者の持続的成長を促すことを考慮に入れるものとする。台湾の観光客、特に若年層や家族層を主なターゲットとする。移住希望者のターゲットも考慮する。

2. 業務名

令和6年度 嬉野市インフルエンサーマーケティング事業 業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 実施場所

嬉野市内ほか

5. 業務内容

本委託業務における業務内容は次のとおりとする。

(1) インフルエンサーの選定:

- ・台湾国内で人気のあるインフルエンサーを選定する。
- ・インフルエンサーのフォロワー数、エンゲージメント率、ターゲット層との相性を重視する。
- ・地元の文化や観光スポットを理解し、プロモーションができるインフルエンサーを選定する。

(2) マーケティング戦略の策定:

- ・インフルエンサーと協力して、嬉野市の観光スポットや暮らしの情報をアピールする戦略を立案する。
- ・コンテンツの種類（写真、動画、ストーリーなど）や投稿スケジュールを策定する

(3) コンテンツの作成:

- ・インフルエンサーが嬉野市を訪れた際の体験（1泊2日以上を基本とする）をもとに、魅力的なコンテンツを作成する。
- ・コンテンツは、嬉野市の観光スポットや暮らしの情報を中心とし、旅行者などが追体験できる内容とする。（インフルエンサーが体験するサービスや飲食費、宿泊料、交通費等のコンテンツ作成に必要な費用については、受託者の負担とする。）

(4) プロモーション活動:

- ・インフルエンサーが作成したコンテンツを SNS 上で効果的にプロモートする。
- ・投稿のタイミングや頻度を考慮し、最大の効果を得られるよう調整する。

(5) 効果測定と報告

- ・マーケティング活動の効果を測定し、エンゲージメント率を分析する。

・効果測定結果や今後の改善点を報告する。

(6) その他、本事業の目的を達成するために必要な業務

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、本市との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

6. 成果品の権利等

(1) 本業務の実施により生じた全ての著作物の利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権等の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

7. その他の留意事項

(1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。

(2) 委託事業の実施にあつては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

(3) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。

(5) 本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

(6) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護条例並びに嬉野市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

8. 本業務委託の委託上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、直ちに委託業務概要および効果測定結果について業務完了報告書により提出すること。

10. 本業務委託の委託料支払

完了払い